

[学術論文]

若者（自立）支援政策と子ども・若者が抱える困難・貧困

Youth Independence Support Policy and Poverty/Hardship of Youth and Children

藤 田 栄 史

Studies in Humanities and Cultures

No. 22

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 22号
2014年12月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
DECEMBER 2014

[学術論文]

若者（自立）支援政策と子ども・若者が抱える困難・貧困

Youth Independence Support Policy and Poverty/Hardship of Youth and Children

藤田 栄 史

要旨 若者の成人期への移行が長期化・不安定化するなかで、若者支援政策の必要性が一般化すると同時に、階層化した子ども・若者の貧困を解消する施策が、成人期への移行支援にとって不可欠になっている。日本では高度成長期から1980年代に至るまで家族依存（家族主義）と企業依存（「企業社会」）の生活保障システムが形成され、スムーズな成人期への移行を支えてきた。しかし、1990年代半ば以降、成人期への移行に困難を抱える若者層が顕在化する。こうした若者問題の現状と、その背景にある雇用・企業と生活保障システムの変容と持続とを検討し、若者支援政策のあり方について考える。

キーワード：若者支援政策、貧困、成人期への移行の長期化・不安定化

現代社会における若者の自立は、学校から労働・職業への移行、生まれ育てられる「定位家族」から自ら新しく形成する家族への移行、そして、親の元を離れ別居へと至る住居の移行を通して遂行される。若者の成人期への移行のありようが1970～80年代以降、先進国では大きく変容し、成人期への移行に従来とは異なる様相があらわれ、若者（自立）支援政策が展開されてきている。

若者の成人期への移行が長期化し、また、多様化し不確実で流動的なものとなっている。リスク社会論によれば、若者の経験が「個人化」し、絶えず自分の人生経路を再解釈し再構築することが迫られ、自己アイデンティティの形成に混乱をもたらし、リスクと不安の感覚を強めていると指摘される。長期化・不安定化する成人期への移行は、従来とは異なる自立・移行における困難を生み出すが、同時に、「不平等をめぐる構造は深部に変わらず横たわっている」（アンディ・ファーロン、フレッド・カートメル 2009：18）ため、若者の抱える困難は不平等な社会構造により階層的に再生産されている。若者の成人期への移行が全体として長期化・不安定化していることを反映して、若者の（自立）支援の必要性は一般化する傾向があるとともに、深刻な困難は、社会構造における若者個々人が占める位置により階級的に配分されている。

1. 自立支援を必要とする若者と貧困

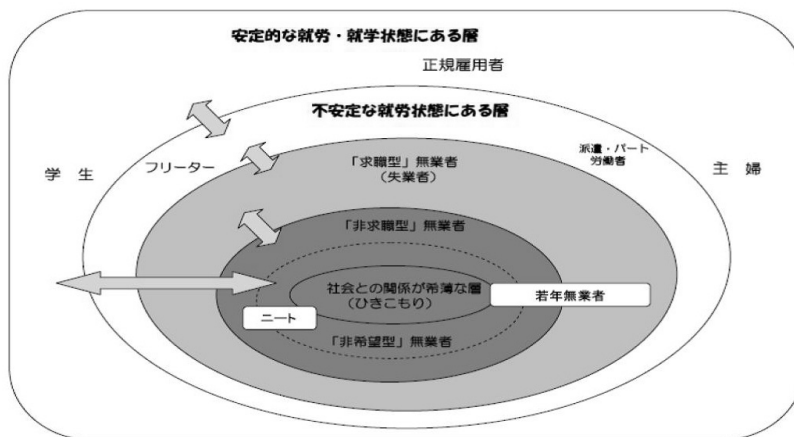
(1) 支援を必要とする若者の類型

困難を抱えて不利な位置にあり「自立」支援を必要とする若者とは誰か、これは若者支援政策を検討するうえで出発点になる問いに他ならない。横浜市青少年自立支援研究会提言は「自立」支援を必要とする若者を類型化しており参考になる(図1「自立支援の対象とする若年層の類型図」横浜市青少年自立支援研究会提言、2007年3月)。図の真ん中の「若年無業者」には日本では「ニート」と呼ばれる若者層と、仕事を求めている失業中の若者がいる。いわゆる「ニート」は、その中心に社会との関係を持つことが困難な「社会的ひきこもり」と呼ばれる若者を含み、その周りに、仕事も通学もしていない人たちの層がある。これらの若者が最も大きな困難を抱えており、図1の真ん中の若年「無業者層」を構成している。

これを取り囲んで、不安定な就労状態にある若者層が第二の類型としてある。いわゆる「フリーター」、派遣・アルバイトやパート労働者であり、若者の「ワーキング・プアー」と言われる人達もこの類型に含まれる。

図1

自立支援の対象とする若年層の類型図



(出所)「横浜市青少年自立支援研究会提言」2007年3月、4頁。

雇用面で困難を抱えている無業者層と不安定な就労状態にある若者はどれぐらいいるであろうか。2011年の「子ども・若者白書」によると、若年失業者(15歳~29歳)は96万人。そして「若年無業者」(15~34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)が約60万人、それから、広義のひきこもりが69.6万人。さらに「フリーター」(15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚者のうち、「パート」「アルバイト」に就いている者、探している・希望している仕事「パート」「アルバイト」の者)が183万人となる。フリーターを含む非正規の雇用者が、若者の中でだいたい3割弱を占めるため、かなり多くの若者達が、雇用の面からみた自立支援を必

要とする層ということになる。内閣府に設置された「雇用戦略対話」第7回会合（2012年3月19日）へ提示された資料は、中退、一時的な仕事、早期離職を含めると、教育から雇用へと円滑に接続できていない新規学卒者は現在、高校卒業者の3人に2人、大学卒業者の2人に1人という水準に達していると推計している。この水準は、中退後に進学・就職する者なども含んだ広めの推計であるが、雇用面での自立に困難を抱えた若者層がマイノリティではないことをうかがわせる資料である。

（2）若者の社会・経済的状態の流動性；相互に流動性が高い3つの層

横浜市青少年自立支援研究会提言が指摘する重要なポイントは、第一の類型「若年無業（・失業）者」と第二の類型「不安定な就労状態にある層」、この層だけが支援を必要とする若者ではない、ということである。一番外側の「安定的な就労・就学状態にある層」と真ん中の二つの類型、これが「相互に流動的」であるということを強調している。若者層の離職率は非常に高く、しばしば「七五三」という表現が用いられ、新規高卒は卒業後3年間で5割が離職・転職し、新規大卒でも3割が離職・転職する傾向にある。もともとリーマン・ショック後、労働市場の悪化の影響を受け、高卒3年後離職率は低下しているが、それでも4割ほどが卒業後3年間で離職・転職している。また、正社員として就職しても、かなり多くの若者が、短い期間で転職をし、そのなかには正社員へ転職する人もいるが、非正規の仕事しか得られない者も多い。このように、ある時点で切って類型図を描くと、第三の類型に入る「安定的な就労状態にある層」が第二の類型「不安定な就労状態にある層」との間で流動しているだけでなく、不安定な就労状態にある若者が「若年無業者」になっていくというように、第一の類型「若年無業（・失業）者」と第二の類型「不安定な就労状態にある層」との間も相互に流動的であり、第一の類型・第二の類型だけが支援を必要とする若者層でないことを同研究会提言は強調していることに注意する必要がある。

また、「安定的な就労状態にある層」として整理している正社員といっても、過重なノルマが課され、あるいは長時間労働のため、働き続けることが困難な状態の職場も多く、過大な職務の遂行にストレスを受けメンタル・ヘルスの問題をかかえる若者も恒常的に出現する状態にある。さらには、近年、年功的な処遇がなされない正社員も増えており、つまり、雇用期間の定めがないという意味では正社員だが、正社員であってもいつまで経っても賃金が変わらない、定期昇給の仕組みがない、あるいは、ほとんど昇格する見込みもない、こうした「周辺の」正社員が中小企業を中心に増えている状況にある。

若者の側から見ると、そういう「周辺の」正社員の働きかたは、非正規の働きかたとほとんど変わらないというふうに見えてくる。また、大企業であっても超長時間労働が正社員のなかに広がっている。したがって、「正社員になればいい」、正社員は雇用面で自立を達成しているという話では必ずしもなくなってきている。こうした変化が生じており、若者の雇用面での自立支援を考

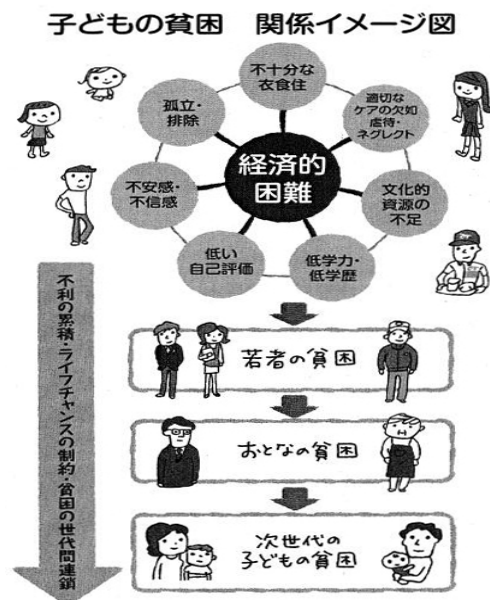
える際、これら三つの類型がかなりの程度に相互流動的である、そういう側面を見逃すことはできない。

(3) 複合化する不利と貧困

雇用の面から主に見た若者の不利な状況は、子ども期の貧困と関係している場合が多い。子ども期の貧困が教育機会を非常に限られたものにする。そして、教育機会が限られ学力的に不利な状況にあると、仕事・就職の面でも不利になり、それが低所得と結びついていく。そして低所得の結果、低い生活水準という循環が起こりかねない。

困難を抱えた若者の問題をとらえる調査を行う場合、「15歳時の暮らし向き」を聞いてみると、15歳時の暮らし向きと、20歳代の若者が抱えている不利や困難とはかなり相関度が高い、ということが分かってきている。図2（子どもの貧困白書編集委員会 2009：11）は若者の困難・不利の複合性を描いたイメージ図であり、子ども・若者の様々な不利の問題は経済的貧困とも結びつきながら、多様な要素が重層的に関係しているさまをイメージ化している。経済的貧困と直結するような不十分な衣食住の問題、あるいは低学力・低学歴だけの問題ではなく、それが適切なケアの欠如、あるいは虐待やネグレクトと結びつき、また、そういう状況にあることによって、自分に自信が持てない、低い自己評価に陥る。あるいは社会的な関係にうまく入り込めない、孤立や排除の状況に陥る。こういうことが相互に結びつきながら、様々な問題を引き起こしている。

図2



(出所) 子どもの貧困白書編集委員会『子どもの貧困白書』明石書店、2009年、11頁。

子どもの虐待の問題で死亡事件などが起こると、近年、かなり詳細な調査が行政機関により行われるようになった。それらの報告書は、虐待を引き起こした直接的な原因を明らかにしているが、その親達が非常に貧困な状況にあったことが背景として重要であるにもかかわらず、貧困の問題が報告書には十分に描かれないことが多い。報告書を丹念に読んでみると、貧困の問題が底流にあることが分かるようには書かれているのだが、母親が虐待やネグレクトに至る直接的な原因に焦点が絞られている。虐待防止のために直接的契機に焦点をあてるのは当然であるが、直接的な原因と経済的な困難の問題が結びき、不利が複合していることが圧倒的に多いということに注意する必要がある。

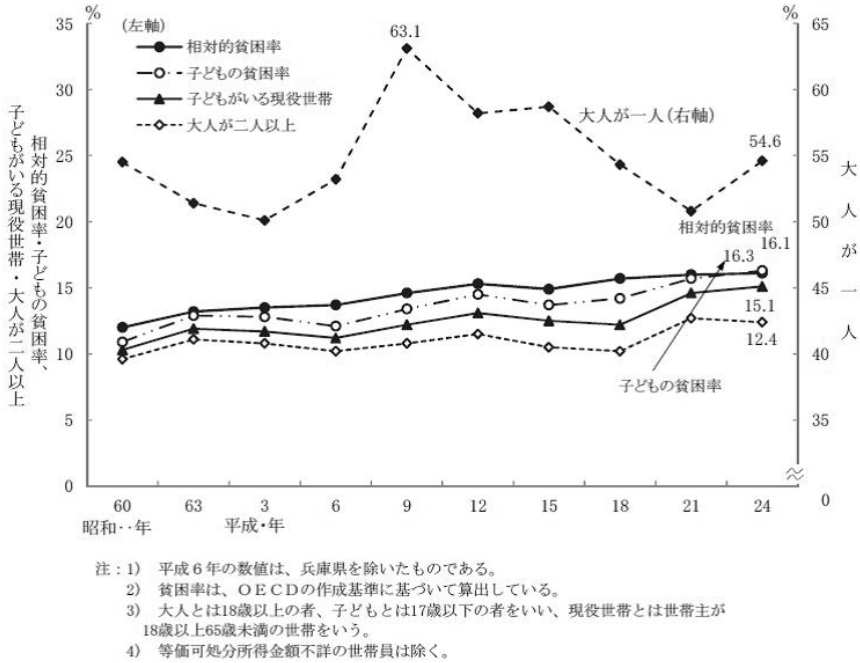
（４）子ども・若者の貧困

それでは、子ども・若者の貧困の問題、子ども・若者の貧困化について検討してみよう。2009年に、政府（厚生労働省）が「子どもの相対的貧困率」を初めて公表した。図3は2014年に発表された「平成25年国民生活基礎調査の概況」の中に盛り込まれた「子どもの貧困率」ならびに相対的貧困率である。平成24年の子どもの貧困率は16.3%とまた少し上がっており、また、子どもの貧困率が（全年齢層全体の）相対的貧困率を昭和60年以降で初めて上回る事態となっている。

この図についてもう一点だけ強調すると、図3の一番上にある点線は「大人が一人世帯の子どもの貧困率」であり、シングルマザー・シングルファザーの層の貧困率が極めて高いことが特徴的である。

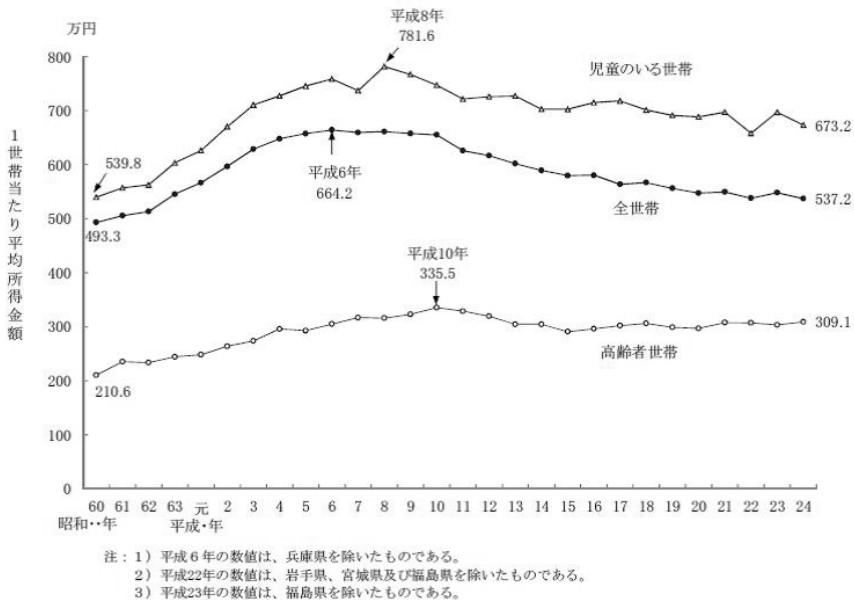
子どもの貧困は、その世帯の親の貧困の結果であるわけであり、1世帯あたり平均所得金額の年次推移（図4）の「児童のいる世帯」と全世帯の推移をみても平成7～8年あたりをピークに平均所得金額はずっと低下してきている。デフレ状態ではあるが、それを上回る格好で所得が減ってきている状況となっている。当然、これが子どもの貧困の背景的要因をなしている。

図3 (相対的) 貧困率の年次推移



(出所) 厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」2014年7月、18頁。

図4 1世帯あたり平均所得金額の年次推移



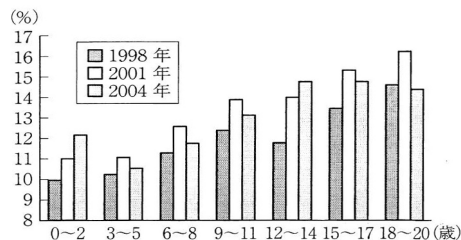
(出所) 厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」2014年7月、12頁。

（５）高い中高生の相対的貧困率

子どもの貧困としてよく乳幼児期の貧困がとりあげられる。若い親の賃金は一般的に低く、とりわけ日本の年功賃金の仕組みの下では賃金が低いため、経済的に貧困であるという説明がよくされる。

子どもの年齢別の貧困率を単純に図示すると、0歳～2歳層の子どもの貧困率が高くなる。しかしながら、年齢別の同じ年齢層の子どもの中で、世帯の相対的貧困率を計算し直してみると中

図5 子どもの年齢別の相対貧困率



出所：「国民生活基礎調査」各年より筆者計算。
p<0.0001

図2-5 子どもの年齢別の貧困率：各年齢層(3歳刻み)の貧困線をつかった場合

(出所) 阿部彩『子どもの貧困』岩波新書、2008年、62頁。

高生の世代の相対的貧困率が最も高くなる。図5は、たとえば15歳～17歳の子どものいる世帯だけをとって、その中で相対的に貧困な子どもの比率を計算し直したものである。図5は、乳幼児期よりも、実は中学生・高校生の段階の相対的貧困率が高くなっていることを示している。

2. 子ども・若者の成人期への移行の長期化・不安定化と「脱標準化」

（１）大量生産体制と福祉国家の時代

次に、若者の自立という観点から見て、今若者が抱える困難の内容について考えてみよう。

世界的に見ると先進国の中では第二次大戦後、いわゆる「青年期」というものが大衆的に成立する。ただ、「青年期」という時期が大人と子どもの時期の間に入ったものの、子ども・若者から「大人への移行」はスムーズに行われていた。先進国の中でスムーズな「大人への移行」が支えられた背景には、いわゆる大量生産体制が成立し、その下で「福祉国家」がつけられたことある。

人々が雇用労働者として働くようになる、雇用が普遍化する。そして、その雇用労働において、安定した男性雇用がつけられてくる。それがさらに福祉国家による生活の最低限保障と結びついて、生活基盤が安定化する。また、近代家族の仕組みが広がり、中等教育も普遍化するので、十代の時期に中等教育を受ける期間が保障され、それが「若者期」を生み出してくる。その「若者期」を経て、学校を卒業し仕事へスムーズに移行をするということが、かなりの程度できていたのである。経済的な所得階層の如何を問わず、比較的スムーズに学校から仕事へ直接的に移行ができた時期があった。この時期には、学校を卒業して仕事に就き、そしてある程度経済的に自立をする、さらに結婚して家族をつくりあげ、親の世帯とは分離して自立していく、こういう人生イベントが一連の過程として、スムーズに行われるような「社会的標準」がつけられてきた。こ

の「社会的標準」を支えた要因として、大量生産体制と、そしてもう一つ重要なことに福祉国家の仕組の成立があった。

(2) 「戦後日本型青年期」の成立とスムーズな成人期への移行（高度成長期から1980年代）

この点で日本は少し仕組みが異なることに、若者の「自立」を検討する際、注意したい。日本では高度成長期から1980年代にかけての時期、福祉国家の仕組みが低い水準でしか成立しなかった点で、他の先進国とは非常に大きな違いがある。日本の場合は、福祉国家とは無縁な形で、家族・学校・企業の三つのトライアングルに枠づけられながら、青年がスムーズに成人期へ移行していく、こういうことが1990年前後までは存在した。これを乾彰夫は「戦後日本型青年期」と特徴付けている（乾彰夫 2010）。

「戦後日本型青年期」の特徴の一つは、学校から労働・仕事へ直結した移行が行われるに至ったことである。とりわけ、高卒就職の場合、新規学卒の一括採用（4月に一括して入社）の仕組みが高度成長期に成立し、しかも、「一人一社採用制」の形態をとった。第1回目の高卒採用試験が全社一斉に同じ日に行われ（現在、高卒採用試験が一斉に行われる日が9月中旬に設定されている）、この第1回目の採用試験には、一社しか応募しない、応募できないという仕組みとなっている。この仕組みのもとで、学校紹介による応募決定の結果、ほとんど高卒後の就職が決まるという学校から職業へのスムーズな移行が過去には行われてきた。この仕組みは、高度経済成長期に作られた仕組みである。

1960年代の高校生の「職業観」の調査等を見ると、高校生は今と違って「独立自営」志向が強い。大企業に就職すればそれでいい、などというふうには1960年代までの高校生の多数派の人達は考えていない（M. J. Bowman 1981）。しかし、1970年代になると学校から仕事への直結した移行が完全に定着し、そのことが成人期への移行を支えてきたのである。

第二に、日本の場合、「企業社会」が成人期への移行を様々な側面から支えてきた。大企業を中心に長期雇用慣行が成立し、そして、「家族賃金」、要するに一家の世帯主が家族の生活を支えるに足る賃金、あるいはそれに近い賃金を獲得するという賃金のあり方がかなり広範な労働者の中で実現された。いわゆる「年功的賃金」によって家族生活を支える賃金が成り立ち、成人期の家族形成を安定的に支えてきた。

これにさらに大企業を中心にして、企業福祉・企業内教育の仕組みが加わった。いつごろ家を持って子どもを生み、そして教育はどう対応するのか、老後生活はどうするのか。そういうライフ・プランを考えさせる教育を企業が言い、また、ライフ・プランにかなり沿ったような生活保障を、賃金と企業福祉の面から行う体制が大企業を中心に形成された。ライフ・プランを企業が教育し、あるべき「企業内人生」のモデルを示すようになった。

また、職業的な教育訓練も企業内で行われる。それが労働者の職業的成長、あるいは社会化を

もたらしてくれる。そこから成人期の生きかたというのも学んでくる、というシステムがつくられた。

同時に、日本の場合、高度成長を経て大企業を中心に形成された「能力主義」管理には、「人事査定」が組み込まれており、平社員もブルーカラーも全員査定を受け、働きぶりを評価される。人事査定によって、昇給や昇進に対して小さな差を毎年徐々につけられていく、そういう仕組みがあった。したがって、標準的な生活を送るためには、この査定競争の中である程度のきちんとした成績をあげ、査定競争に遅れをとってはいけないという圧力がかかった。競争の下で個人的に頑張っ、ある程度の成績をあげていくことによって初めて企業の枠内で、生活保障が行われる、こういう「企業内人生」の仕組みが形成された（元島邦夫 1982）。

「戦後日本型青年期」の特徴の三番目は、家族の変化、いわゆる近代家族化である。世帯主が外で働き、配偶者が専業主婦として家事・育児を担うという流れが、1970年代になるとはっきりとした流れになっていく。70年代に家族形成の時期を迎えた団塊世代の専業主婦率は、歴史上最も高い。専業主婦からなる近代家族は、1960年代にはまだ「社会的標準」になっていなかった。政府の文章を見ても、高度経済成長のときには人手不足ということがあり、女性も働くように促すという政策がとられていた。他方、文部省は、女性は家事・育児に勤しむ教育をすべきであるという政策を出してくるというふうに、政府の中でも実は女性の就労・家事労働への従事について、かなり錯綜した議論が60年代には行われている。労働運動の中でも、たとえば、全電通（全国電気通信労働組合）が「育児休職協約」を組合として要求し1965年に獲得するという動きがあった。全電通は今のNTT労組にあたる労働組合であり、ここで働いていた女性組合員が、「働き続けたい」要求を実現するため育児期に休職する権利を獲得しようということで、労働組合が運動を展開して「育児休業協約」を結ぶ、ということが60年代にはあった。60年代には「ポストの数ほど保育所を」という要求が労働組合も参加しながら社会運動化され、保育所がかなり整備された。女性も働き続けるという社会の流れが一方にあったからこそ、保育所運動が広がり、行政が保育所増設に取り組んだのであった。

ただ、大企業を中心に「女性のパート化」という動きももう一方で進み、そういう中で、70年代に入って「性別役割分業」の仕組みが完全に定着をしていく。むしろ70年代以降、労働における「性別役割分業」の仕組みが定着し、そして、80年代になると政府自民党の「日本型福祉社会」の構想の中で、「性別役割分業」が社会保障・福祉の制度として定着した（宮下さおり、木本喜美子 2010）。

（3）日本の生活保障システムと成人期への移行

「日本型福祉社会」の構想は、日本には「家族福祉」という資源があるとして、女性が育児や高齢者介護などを家の中で担う、それが福祉機能をもっているのだと位置づけた。こうした政策

的発想の延長線上で、80年代にむしろ年金の「第3号被保険者制度」（サラリーマンの妻は夫が年金掛金を掛けていれば年金掛金を掛ける必要がない制度）、あるいは「配偶者控除」の仕組みが充実されていった。日本の生活保障システムは1970～80年代に、「男性稼ぎ主型」の性格をより強固なものにした（大沢真理 2007）。世帯主である男性が専ら稼いでくる「男性稼ぎ主型」と家族主義とがリンクした生活保障システムがつくられてきた。これが若者の成人期へのスムーズな移行を、過去においては支えてきた。

しかし、「男性稼ぎ主型」と家族主義との結合がきれいに当てはまるのは、大企業労働者と公務員であるにすぎない。当てはまらない人達も多数存在した。世帯員の就労パターンの組み合わせは主に三つのモデルがあった（「世帯の雇用三モデル」）。男性世帯主が大企業正社員としてフルタイムで働き「家族賃金」を稼ぎ、配偶者は専業主婦となる「大企業モデル」の場合は、これまで説明した状況だったが、中小企業の労働者世帯は必ずしもそうではなかった。「中小企業モデル」では、男性世帯主がフルタイムの正社員であっても、家族を養うに足る賃金に少し欠ける賃金・労働条件の場合も多かったわけで、生計費補助のために、女性も配偶者も働くというのは、ごく普通に行われてきた。また、自営業世帯のほとんどは、家族従事者がいて自営が成立する。ですから、世帯の全員が働いて生活が成り立つ「自営業モデル」の就労パターンをとることになる（野村正實 1998：第3章）。そして、「中小企業モデル」・「自営業モデル」の場合でも、世帯の全員の収入を足すと、「大企業モデル」の世帯収入にかなり接近した所得を得て「標準的」な生活を送ることが可能であった。とはいえ、一人当たりの所得を見ると、「中小企業モデル」や「自営業モデル」は極めて低水準であり、一人毎に見ると、実は大きな所得格差があった。しかし、世帯全員の稼得を寄せ集めると、世帯単位ではその収入の格差が目立たない格好になっていた。

「世帯の雇用三モデル」間の所得格差が潜在化した状態は、高度経済成長の下で、「働きたい」人が雇用に従事することができる、そういう条件のうえに成立したものであった。さらに、こうした「完全雇用」（野村正實 1998）を支えたものが、大企業を中心に経済成長を図る「経済成長促進策」であり、そして、経済成長から取り残された業種・業界や地方については、公共事業や地域開発によって事業を興し、そこに人為的に雇用を生み出していく開発政策だった。経済成層促進策や開発政策がうまく機能すると、「福祉国家」の仕組みがなくとも、雇用を生み出すことによって生活が成り立つ状態を確保できた。公共事業や地域開発は、政権政党の利益誘導の政治と結びついて展開されてきた。こうして結果的に、普遍的な社会保障や社会福祉が低水準のまま据え置かれ、年金以外については、極めて低水準な福祉国家状況がもたらされることになった（藤田栄史 2006）。

（４）1990年代半ばからの成人期への移行の不安定化・長期化

しかし、こうした条件が1990年代半ばから崩壊し、若者の成人期への移行が不安定化、あるいは長期化していくことになった。その結果、若者の自立に向けた困難の問題、あるいは貧困の問題が表面化することになった。

1) 学校から労働への移行の長期化・不安定化

まず一点目、学校から労働への移行が長期化し不安定化するという変化が生じた。「知識基盤社会化」、つまり、製造業中心の経済から、知識を基盤としたような経済へ産業構造が変わってくる。そうすると高い教育水準を得ないとそれなりの仕事に就くことができない傾向が強まり、高等教育まで受けようという意欲が高まり、大学等への進学率が上昇した。現時点では、大学によっては学生確保が大変困難になっているという状況があるが、90年代以降、大学・高等教育の進学率が急激に上がり、若者が教育機関にいる期間は長期化した。もう一方で、仕事への移行が不安定化した。非正規雇用が1990年代半ばから急激に拡大し、若者の三分の一は非正規雇用の場で働いているという状態になった。学校卒業からスムーズに就職ができない若者が珍しくなくなった。しかし同時に、高度経済成長期初期から80年代に続いてきた学卒の定期一括採用慣行は強固に継続し、まったく変わっていないという状況がある。

2) 二極化する学校から仕事への移行

学校から仕事への移行は、今二極化してきている。一方には、学校から仕事への移行が不安定で、雇用面で不利な状態におかれる若者層が存在するようになった。その反面、学校から労働へ安定的に移行する、つまり学卒正規一括採用にきれいに乗って、円滑に職場生活へ移行する若者ももう一方に存在する。若者全般が学校から仕事への移行がスムーズに直結していないわけでは必ずしもない。学校を卒業後非正規の仕事に就いたり、あるいは、良い仕事を得るために中途退職して専門学校へ通ったり、また非正規の仕事に就いたり、一時的にいえば「名ばかり正社員」になって、その職場があまりにも酷いので辞めたりとか、そういうふうに非常に複雑な職業経緯を、20代の間でも繰り返す若者が一方に存在する。他方に、学校卒業後ずっと同じ職場に安定して勤める若者がいる状況になってきている（乾彰夫 2010：第3部）。

3) 近代家族の不安定化

今日における若者の大人への移行問題で非常に大きなもう一つの変化は、家族関係の領域にある。若者の間では、生涯未婚者が急激に拡大していると指摘されている。家族社会学者の推定では、現在の20歳代は生涯を通して見る時、生涯未婚者ならびに離婚経験者が半数に達する。つまり、今の20代の若者は、生涯を通して見ると半分の人達は、従来の標準的な家族サイクルとは違った家族状態の下におかれるだろう、というのが家族社会学者の推定である。日本の離婚率はきわめて低かったが、1990年代に急増し2000年代には穏やかに減少し続けており、家族の安定性が失われてきている。専業主婦の仕組みも崩れてきており、1990年代に入ると、共働き世帯が片働

き世帯数を上回った。

また、近代家族の不安定化をさらに強めた要因には、先ほど少し説明した雇用の中小企業モデル・自営業モデルが、うまく機能しなくなったことである。世帯構成員全員で働けば、なんとか社会的に標準的な生活を確保できる収入が得られる、こういう条件が中小企業モデルや自営業モデルのところで弱化し、それが家族を不安定化させている。

4) 個人化の進展とライフ・コースの「社会的標準」の解体

しかし、近代家族の不安定化という現象のなかには、マイナスの要因だけではなく、若者の自立という視点からすると、前向きに捉えるべき点もある。「第二段階の個人化」、いわば家族の中で個人が個人として自由に生きていくということが可能になってくる条件が広がっている。

これまでの近代家族では、家父長は自由に様々な社会的・経済的活動を行うことができた。家父長の下に家族のそれぞれの構成員は従っていた。今は配偶者も、子どもも自由に選択し、自由に行動する余地が広がっている。そこには若者の自立にとってマイナス面もあるが、しかし自分の判断で選択・決定し、自由に活動することが家族に縛られずにできるという意味では、自立へ向けた前向きの変化でもある。

しかし同時に、生涯をどう送っていくかというライフ・コースの「社会的標準」、人生モデルが、若者にとっては今見えなくなっている。この点では、前の世代とは違った状況に置かれており、こうした状況の中で、若者の様々な不安定な状況が生じている。

(5) 日本における成人期への移行の不安定化・長期化の社会的背景

成人期への移行の不安定化・長期化の背景は何か。日本の場合、最も重要な要因は非正規雇用や不安定な雇用が拡大したことである。旧「日経連」が、「雇用ポートフォリオ」論を打ち出し、正社員型だけではなくて期間契約、あるいはパートなど、雇用期間が柔軟な労働力を積極的に活用する方針を出したのは1995年であった。90年代後半以降、雇用についての規制緩和が、労働者派遣法の改訂や原則自由化、製造業派遣の解禁という格好で進み、規制緩和を背景にして、非正規雇用、不安定な雇用が急激に拡大した。雇用の非正規化・不安定化は若者層に集中的に表れた。規制緩和と並行して、いわゆる「マック・ジョブ的な労働」も拡大した。ハンバーガー・チェーンのマクドナルドの働き方から名付けられた用語であり、簡単なマニュアルに従えば、即日働くことができるような仕事で、その仕事を続けていても職業能力が上がる見通しがないような働き方が広がっていった。

図6 「株主所有物企業」化と格差の拡大

表4 「株主天下」への軌跡

	1986-1989年増加率(%)			2001-2004年増加率(%)		
	全企業	大企業	小企業	全企業	大企業	小企業
売上高	19	29	7	3	5	10
付加価値	30	18	39	7	11	7
役員給与+賞与	14	21	13	-4	59	-4
従業員給与	11	14	10	-6	-5	-7
配当	38	6	75	84	71	29
1989/2004売上高/経常利益率	3.0	3.8	2.1	3.1	4.8	0.9

資料：財務省の法人企業統計から算出

注1：売上高、付加価値および配当は1社当たり、役員給与+賞与および従業員給与は1人当たり、金融業以外の全法人

注2：大企業=資本金10億円以上の企業、全国の従業員数1980年代約700万人、2000年代700万人

小企業=資本金1000万円以下の企業、全国の従業員数1980年代約1000万人、2000年代600-700万人

(出所) ロナルド・ドーア『誰のための会社にするか』岩波新書、2006年、152頁。

もう一つの背景は、日本の企業の在りかた、雇用を支える企業の在りかたが非常に大きく変わったことである。ここでは「株主所有物企業」化と特徴付けるが、企業が株主所有物、要するに株主の利益を重視する方向へシフトしてきた。従業員への配分が減少する、賃金が抑制されるといふ仕組みが、90年代末から非常にはっきりしてきた。アメリカ型の「株主所有物企業」へ日本の企業が少しずつシフトするという変化が生じた。図6（ロナルド・ドーア 2006）の2001年～2004年の変化を見ると、配当が大企業を中心に71%も増えているのに対して、従業員給与は大企業でもマイナス5%である。一方、役員給与と役員賞与は、実に59%も増えている。つまり、株主への配分と役員の給与だけが増え、従業員の給与はむしろダウンしている。日本の企業は従来、役員の報酬と従業員の給与とはだいたい同じパーセントで上がってきたが、それが明らかに変わってきている。こういう状態の下で、若者の労働も困難な状況におかれるようになった。

(6) 子どもにかかわる社会保障・税制の「逆機能」

「株主所有物企業」化の中で、企業社会が部分的に修正され、「年功的」賃金の仕組みが部分的に修正されていく。しかし、学卒定期一括採用という慣行は大手企業を中心に強固に継続している。また、グローバル化する大企業の中核的管理機能を担うような労働者層も拡大している。ということは、有名大学を卒業し大手企業へ正社員として入社し、かなり高い所得を30代でも得る若者層が一方に生まれている。他方、一人の働きでは家族生活を支えられない賃金の雇用が増加し、そういうところで自分で生活費を稼がなければいけない若者が拡大した。同時に、経済成長促進策と利益誘導政治が90年代末から破綻をしまい、「福祉国家」の仕組みが十全に形成

されていないため、公共投資・「土建国家」によって雇用を人為的に作り出すという、福祉国家に代替する機能も失われてしまった。雇用の場が失なわれ、普遍的な社会保障・社会福祉が非常に低水準であることが一挙に顕在化した。

シングル・マザーの貧困（図7）の問題は、1970年代・80年代にも存在していた問題であるが、不平等・貧困問題の深刻化するなかで、改めて社会問題と見なされるようになり、広く認識されるようになった。

図7 シングル・マザーの貧困

(参考) 全世帯と母子世帯の比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万円	36.0
平成17年	563.8万円	213万円	37.8

(注) 全世帯については国民生活基礎調査の平均所得の数値。

平成17年の父子世帯の年間収入状況

	平成14年	平成17年
平均世帯人員	3.97人	4.02人
平均収入	390万円	421万円
世帯人員1人当たり平均収入金額	98万円	105万円

(出所) 厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査結果報告」2007年。

各国の家族関係社会支出の対GDP比を比較すると（図8）、日本は極めて低水準にある。内閣府の『子ども・子育て白書』でも、日本はアメリカよりは少し高いが非常に低い水準であり、スウェーデンやイギリスやフランスに比べると極めて低い。フランスは家族手当など子育て家族支援の仕組みが充実しており、少子化を近年克服してきている国として有名だが、家族関係社会支出を手厚くして家族形成と子育てをバックアップすることが、少子化対策として機能しているとみることができる。これに対し、家族支援の仕組みが貧弱な日本では、貧困な子育て家庭への社会的支援が薄く、その結果、母子世帯は、平均世帯所得が200万をわずかに上回る状況で放置されている。

子どもにかかわる日本の社会政策をみると、子どもの貧困を緩和するどころか、むしろ悪化させていること、日本の社会政策が子どもの貧困を悪化させる「逆機能」状態にあると指摘されてきた（社会政策学会 2008、阿部綾 2008）。

図9の原資料はOECDの資料であり、それぞれの国の上の棒グラフは再分配前の、つまり、ナマの所得でみた（相対）貧困率、他方、下の少し黒く塗ってある棒グラフは再分配後、つまり、税金を差し引かれて社会保障や社会福祉給付を受けた後の所得で計算し直した貧困率である。所得再分配のメカニズムは通常、貧困を緩和する機能を果たすため、再分配後は貧困率が下がる。

OECDの日本以外の国では子どもの貧困率は再分配後、低下している。

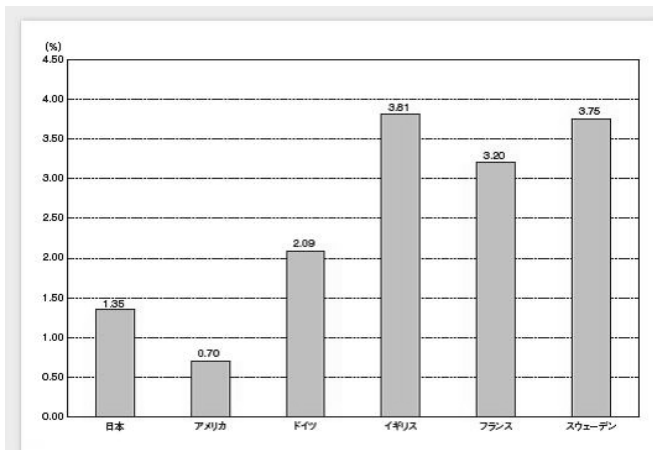
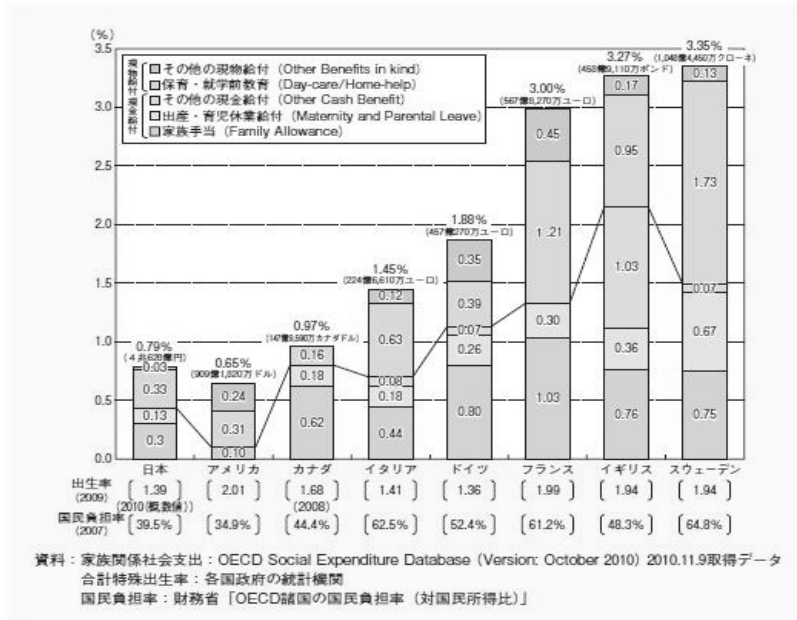
ところが、日本のところだけ、むしろ再分配後、子どもの貧困率が上がってという「逆転現象」を起こしている。つまり子どもをかかえている世帯は、社会保障給付を受けても、むしろ負担がきつくなる、先進国の中では唯一例外の国に日本がなっていることを、図9は示している。対照的にフランスは、子育て支援政策が手厚いため、再分配前の子どもの貧困率が日本の二倍ほど高いにもかかわらず、再分配後の子どもの貧困率は日本を大きく下回っている。

図9で用いられた日本の数値は、2001年の厚生労働省「国民生活基礎調査」の所得データに基づいて計算された貧困率であった。この時点で見られた税・社会保障の社会政策による再分配が子どもの貧困を悪化させるという「逆転現象」は、阿部綾によると2004年・2007年の「国民生活基礎調査」データを計算しても示されるが、2010年の同データでは「逆転現象」は消えており（図10、20歳未満（女）（男）の削減率を参照）、「この改善は、おそらく児童手当の拡充によるものと推察される」（阿部綾2014：153）。

しかし、再分配前の所得に公的年金を含ませる方法で2010年の「国民生活基礎調査」データを計算するユニセフの推計をみると、日本の子どもの貧困率は再分配前より再分配後のほうが高い、つまり、同居している祖父母への公的年金の給付を抜くと、子どもの貧困率の逆転現象は、依然として継続していると阿部は指摘している（阿部綾2014：154）。

図8 各国の家族関係社会支出の対GDP費の比較

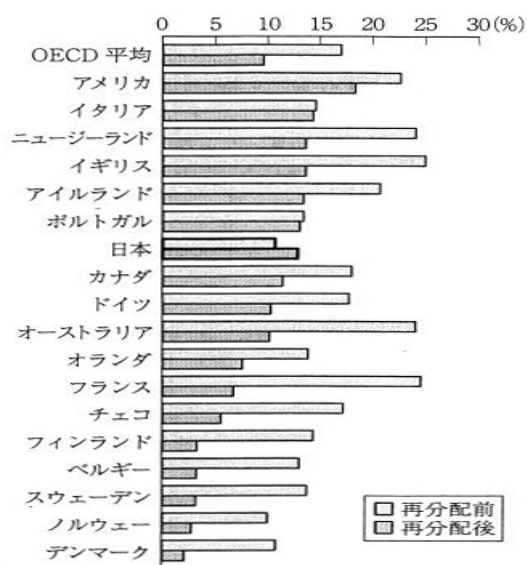
第1-2-27図 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較 (2007年)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2011年度）
 注1：家族…家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上
 子ども手当（児童手当）：給付、児童育成事業費等
 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費、保育所運営費
 協会健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等
 各種共済組合：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付
 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付
 生活保護：出産扶助、教育扶助
 就学援助制度
 就学前教育費（OECD Education Databaseより就学前教育費のうち公費）
 注2：日本は2011年度、アメリカ、ドイツは2010年度、イギリス、フランス、スウェーデンは2009年度

（出所）上の図は内閣府『平成23年版 子ども・子育て白書』、下の図は内閣府『平成26年版 少子化社会対策白書』。

図9 子どもにかかわる社会保障・税制の逆機能



出所：OECD(2005)

子どもの貧困率(2000年)

(出所) 阿部彰『子どもの貧困』岩波新書、2008年。

図10 政府の再分配による貧困率の削減

再分配前・後の貧困率：(med50)

	2010			2007		
	再分配前 (2010)	再分配後 (2010)	削減(%)	再分配前 (2007)	再分配後 (2007)	削減(%)
65歳以上(女)	64.43%	22.79%	41.64%	61.21%	24.46%	36.75%
65歳以上(男)	63.83%	15.07%	48.76%	61.65%	17.99%	43.66%
20-64歳(女)	21.21%	14.56%	6.64%	19.68%	14.03%	5.65%
20-64歳(男)	17.65%	13.72%	3.94%	15.82%	12.45%	3.37%
20歳未満(女)	16.29%	15.81%	0.48%	14.78%	15.32%	-0.53%
20歳未満(男)	18.19%	16.74%	1.45%	12.92%	13.70%	-0.77%

(出所) 男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ (第8回) 配付資料3、2011年12月20日。

http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kihon/kihon_eikyousei/08/pdf/siryous3.pdf

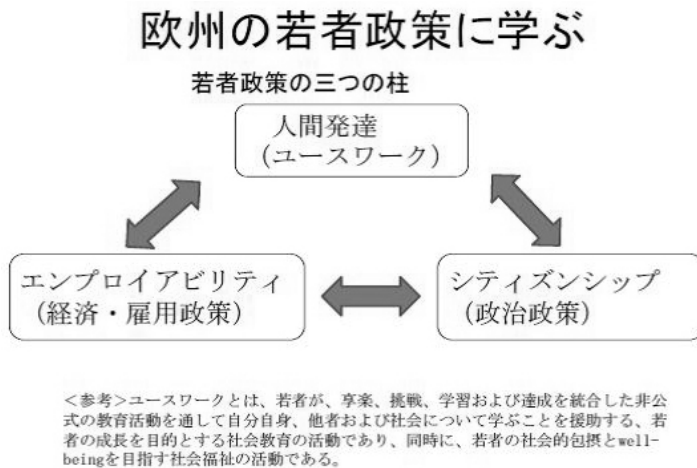
2014年9月20日アクセス。

社会保障制度・税制が日本では、再分配機能を果たさず、子どもの貧困率をかえって増加させ「逆機能」している。こうした「逆機能」を解消し、先進国に比べて平均的な再分配の機能を税・社会保障制度が持つことが、日本の子どもの貧困解消にとってまず目指すべき課題である。子ども手当（児童手当）や高校授業料の無償化めぐる「迷走」が示しているように、「逆機能」を克服する方向への本格的な政策転換は今後の課題にとどまっている。

（１）若者支援政策を検討する視点—包括的・統合的な若者政策—

若者支援政策、成人期への移行政策を検討するうえでは、早くから経験を積んでいる欧州の若者政策に学ぶところが大きい。欧州の若者政策には三つの柱がある（図12）。一つは、若者の人間発達を「ユースワーク」を通じて、つまり、教育と福祉を結びつけた活動によって若者の人間発達を促すこと、もう一つは、「エンプロイアビリティ」、要するに職業能力をつけていく、職業意識を高める、そのための若者支援を行う。そして三つ目が「シティズンシップ」である。市民権を若者が行使できるように様々な支援を行う、若者の意志決定への参加を促し、参加に必要な能力を身につける、これらが三本柱になっている。

図12 欧州の若者政策



（出所）宮本みち子「若者政策の展開」『思想』983号、岩波書店、2006年3月、157頁。

（２）包括的・統合的な若者政策

欧州の若者政策の三つの柱を有効に実現する手段として、包括的・統合的な若者施策がとられている。包括的な若者施策の一つは、若者の自立を支える所得、住宅や教育の保障を行うという仕組みである。正規雇用と非正規雇用との均等処遇原則が確立され、非正規の働き方でも最低限生活が確保される労働基準と社会保障・税制の整備がめざされている。

第二に、教育・職業訓練と雇用について社会的に支援する仕組みであり、若者に対する公的な職業訓練制度ならびに中・高等教育費の無償化や補助の制度が、若者支援施策として重視されている。

第三に、若者が社会的に協働し連帯する、そのための能力を形成し、若者が社会参加し、政策決定に参加していく、こういう仕組みをつくりあげていく施策、つまり「シティズンシップ」の施策である。

第四は少し性格が変わるが、以上のようなことを行うために、若者の一人一人に即した相談支援サービスや情報提供の仕組みをつくりあげていく施策が展開されている。とりわけ、困難なハンディを抱える若者に対するアプローチを重点的に強めることがめざされている。

(3) 日本の若者支援政策の特質—自助努力偏重と「家族主義」の持続

日本の若者支援政策を欧州の若者政策と対比してみると、日本の若者政策が抱える課題として浮かび上がる第一の問題は、2003年以降の若者政策の取り組みにもかかわらず、日本社会の中では、子ども・若者の育ちを家族任せとし、本人・家族の自助努力で対応すべき問題だとする見方が支配的であり、困難・不利を抱えた若者の自立のために社会的支援が不可欠であることが政策の基軸にすわっていないことである。

図13 自助努力を当然視する貧困観

貧しい貧困観—食料や衣服に困っていなければ貧困ではない？
—発展途上国の絶対的貧困にだけ目が向いた貧困観

表1 希望するすべての子どもに与えられるべきもの
(一般市民が「与えられるべき」とした割合)

	日本(%)	英国(%)
おもちゃ	12	84
自転車	21	55
お古でない靴	40	94
子ども用の本	51	89

出所:日本「子ども必需品調査」2008年、
英国「Omnibus Survey」1999年

(出所) 阿部彰『子どもの貧困』岩波新書、2008年、60頁。

日本社会の中では、子ども・若者の育ちが親の扶養責任や若者の自助努力の問題とされる傾向が根強く、子ども・若者の貧困観も非常に貧しいものになっている。図11は、「希望するすべての子どもに与えられるべきものは何ですか」という意識調査を行ったものである。「おもちゃ・自転車・お古でない子ども用の本」のどれについてもイギリス人はほとんどの人が「子どもにとって必要だ」と答える一方、日本人は、おもちゃは12%の人しか必要でない、貧しければ我慢すべきであると回答し、自助努力を当然視する子ども・若者についての貧困観が強い。

困難を抱えた若者をそのまま放置しておく将来社会的コストになる、という危機感はあるものの、親の扶養を前提とした部分的支援策、という枠に留まっている。したがって、経済的給付抜きの支援サービスを行うことになり、例えば、「若者自立塾」には入塾料として20万～30万円の支払いが求められ、入塾料を払う能力・意欲のある親のいる若者だけが、自立支援のサービス

を受けられる施策となっており、家族に依存できない、困難をもっとも抱えた若者には支援が届きにくい施策である。

日本の若者支援政策は、普通の若者が脆弱化したという認識が強く、若者の意識・意欲の「改革」に焦点をあてる傾向が払拭できず、具体的な施策の届く範囲は問題を抱えた中流層の若者に偏る傾向が強く、子どもの貧困対策推進法（2014年1月施行）に基づき子どもの貧困対策大綱が閣議決定されたものの、子ども・若者の貧困問題に対する正面切った施策が打ち出されていない。支援サービスに従事する政府・自治体やNPO等の関係者の努力によって支援機関のネットワーク整備が進みつつあるにもかかわらず、若者の自立を支えるために必要な教育・職業訓練、住宅、所得などの保障の進展が局部的なものにとどまっている。

（4）若者の包括的包摂政策と能動的な社会政策へ

こうした家族主義・自己努力偏重の若者支援政策を乗り越え、若者を包括的に包摂しようとする能動的な社会政策を求める動きが日本でも起きている。「若者自立・挑戦プラン」に基づき地域「若者サポートステーション」が、各地につくられた。若者サポートステーションは、NPO法人などに事業委託し、若者の自立、とりわけ職業的自立の促進を目的に活動を展開するものである。支援活動を行うなかで明らかになったことは、若者サポートステーションに来る多くの若者は心身の問題をかかえ、職業的自立を図るためには、社会適応の促進を含む包括的な支援がまず不可欠だということであった。来所する多くの若者は、「福祉」の問題として本来は扱うべき問題を抱えていることが明らかになってきた。発達障害をかかえている若者、あるいは、過酷な職場で働きメンタルヘルスの問題をかかえた若者が多数存在することが、若者自立塾や若者サポートステーションの活動により明らかにされてきている。「ニート」と分類される若者には、不登校や学校でのいじめ、発達障害、虐待などを経験したものが多く、これらの問題が貧困と重なり合い複合化しているケースが多いことも明確になってきた。複合的な不利・困難に対応して自立支援を行うためには、職業的自立を目標としつつも包括的な支援が欠かせないという視点が、厚生労働省の若者サポートステーション施策に反映されるに至っている。

「子ども・若者育成支援推進法」（2010年4月施行）の中では、若者支援のための地域ネットワーク「子ども・若者支援地域協議会」形成が位置づけられた。この地域ネットワークは、困難を有する子ども・若者に対し、学校・教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用などの様々な機関がネットワークを作り、自治体が核となって困難を有する子ども・若者を包括的に支援できる体制づくりが目指すものである。既存の専門支援機関が若者を継続的に支援するネットワークを組み、ユーズアドバイザーを養成して困難・不利を抱えた若者個々人に伴走して支援サービスを継続的・包括的に提供することが、目標に掲げられている。

一つの目立つ動きは、2011年10月から「求職者支援制度」が施行されることである。この制度

は、雇用保険を受給できない失業者に対して、無料の職業訓練を行い、しかも訓練中に給付金を支給する。所得制限・資産制限などがあるが、非正規就業で雇用保険を受給できない若者も対象とされ、家族に依存できなくとも、訓練中の生活費を保障され、無料の職業訓練を受けて、ハローワークによる就職支援にも支えられて職業的自立へ歩み出す、かつてない仕組みが動き始めている。

複合的な困難を抱えた者の生活・就労一体型支援が「パーソナル・サポート・サービス（以下PS）」のモデルプロジェクトとして実施され、内閣府の社会的包摂推進室の「緊急政策提言」（2011年8月）で提起された「ワンストップ相談支援事業」が予算化され、2012年度に「寄り添いホットライン」事業として開始される。この事業は端緒的なものではあるが、社会的包摂を理念に掲げた生活・就労一体型支援の施策であり、こうした施策が動き出すことは若者支援施策にも影響する。困難を抱えた若者を支援する包括的でライフ・ステージ間の切れ目のない個人を対象とした支援の仕組みづくりが、いま政府・自治体としても政策課題として意識され始めている。

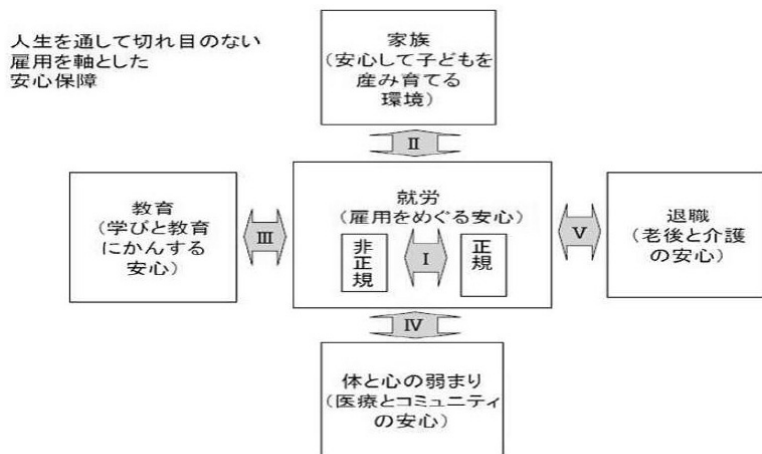
包括的でライフ・ステージ間の切れ目のない子ども・若者支援の仕組みの形成が実現するには、就労や社会参加を支援する能動的な社会政策という全般的な社会政策の確立と連動することが求められる。能動的な社会政策（社会保障・社会福祉）とは、人々を活性化させるために支援する政策であって、所得保障という政策枠組みを超えて、自分の能力を身につけて社会参加し、あるいは労働市場へ参加することを支援するという性格を持つ社会政策である。こうした能動的な社会政策を確立するという新しい福祉国家の課題と、包括的な若者支援政策は結びついてこそ、若者支援政策の本格的な展開が可能になる。貧困対策としての金銭による所得再配分に傾斜していた戦後型福祉国家を超えて、人々を活性化して社会参加を促す、また労働市場参加を促す、そのために教育を含めたサービス供給を充実する、こうしたな福祉国家のあり方が今求められ始めている。

能動的な社会政策が進められている北欧を中心として、こうした政策は「人的資源開発モデル型」「社会的投資型」の福祉国家の再編と呼ばれている。デンマークの「ゴールデン・トライアングル」の構想が有名であり、労働市場をフレキシブルにするとともに失業した場合には手厚い失業保険の仕組みによりバックアップし、そして、転職を支援する積極的労働市場政策が展開される。若者支援政策はこうした福祉国家の再編成と連動して展開されている。

こういう能動的な社会政策が、日本でも端緒的に部分的に導入され始めてきている。社会保障・社会福祉の仕組みについて、自公政権の麻生内閣の下でもそういう議論が部分的に行われ始めた。麻生内閣の「安心・安全実現会議」のメンバーであった政治学者の宮本太郎は、人生を通して切れ目のない、雇用を軸とした安心保障の仕組みをつくりあげる、という構想を提起している（図14参照）。この構想が「安心・安全実現会議」において提起された直後に、民主党政権への政権交代が起こり、また、2012年末に自公政権が復活したが、こうした福祉レジームの新たな構

想・展開と結びつきつつ、若者支援政策の今後のあり方を構想することが、今日でも求められている（宮本みち子 2012：第8章）。

図14 雇用を軸とした生活・就労を結びつけた支援の構想



(宮本太郎提出資料、麻生内閣「安心社会実現会議」2009年6月15日)

雇用を軸とした相互連携

教育、次世代支援、医療、高齢者支援が労働市場を支え、雇用を活性化することをとおして、諸政策が経済成長戦略に連動。

5つの橋は多様な主体に担われる

	具体的な政策事例	多様な主体による公の分担
I 雇用をめぐる安心政策	職業訓練と所得保障の連携、労働の見返り強化、地方でも雇用創造など。	民間企業のOJT、NPOによる「若者自立塾」、農業・建設業の自己改革など
II 安心して子どもを産み育てる環境	社会全体での子育て支援、ワークライフバランス	民間企業のファミリーフレンドリー政策、子育て支援NPOなど
III 学びと教育にかんする安心	高等教育と雇用の連携強化 就学前教育による多様な就労への対応力育成	幼保連携にともなう新しい幼児教育機関、NPOによるフリースクールなど
IV 医療とコミュニティの安心	緊急医療体制の整備、医療連携の強化など	医療法人、コミュニティ・ビジネスなど
V 老後と介護の安心	高齢者雇用の促進、高齢者の居住インフラ形成	仕事づくりNPO、高齢者協同組合など

参考文献

阿部彩『子どもの貧困』岩波新書、2008年。
 阿部綾『子どもの貧困Ⅱ』岩波新書、2014年。
 アンディ・ファーロン、フレッド・カートメル『若者と社会変容—リスク社会を生きる』大月書店、2009年。
 乾彰夫『<学校から仕事へ>の変容と若者たち』青木書店、2010年。

大沢真理『現代日本の生活保障システム』岩波書店、2007年。

子どもの貧困白書編集委員会『子どもの貧困白書』明石書店、2009年。

社会政策学会編『子どもをめぐる社会政策—その機能と逆機能—社会政策学会誌第19号』法律文化社、2008年。

野村正實『雇用不安』岩波新書、1998年。

藤田栄史「労働市場・雇用関係における格差構造の持続と再編成」『地域社会学会年報 第18集 不平等、格差、階層と地域社会』ハーベスト社、2006年。

宮下さおり、木本喜美子「第5章 女性労働者の一九六〇年代—『働き続ける』ことと『家庭』とのせめぎあい—」『高度成長の時代1 復興と離陸』大月書店、2010年。

宮本みち子「若者政策の展開」『思想』983号、岩波書店、2006年3月。

宮本みち子『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティでつながり—』ちくま新書、2012年。

元島邦夫『大企業労働者の主体形成』青木書店、1982年。

ロナルド・ドーア『誰のための会社にするか』岩波新書、2006年。

M. J. Bowman, 1981, Educational Choice and Labor Markets in Japan.

(注) 本稿は、私が行った講演を文章化した藤田栄史「若者が抱える困難・貧困と若者支援政策」『高校教育なごや』(名古屋市立高等学校教員組合、第38号、2012年3月)をもとにして、人間文化研究所の共同研究プロジェクト「18才のハロー・ファミリー：次世代育成支援のための基礎的研究」(代表・故石川洋明先生)において、筆者が担当するパートの成果を取りまとめるために、書き直したものである。事情により公表の機会を逸していた本稿を、新しいデータを一部盛り込んで紀要本号へ掲載し、故石川洋明先生への追悼の意を表したい。